

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜都市発展記念館

平成 26 年 3 月

横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会

目 次

1 趣旨	2
2 横浜都市発展記念館の概要	2
3 指定管理者・指定期間	2
(1) 指定管理者		
(2) 指定期間		
4 評価委員会	3
(1) 委員		
(2) 開催日・内容		
5 評価にあたっての考え方と進め方	3
(1) 評価項目		
(2) 評価基準		
(3) 評価方法		
6 評価結果	4
(1) 評価結果		
(2) 講評		
7 総評	8

1 趣旨

横浜都市発展記念館（以下、「都市発展記念館」という。）は、開港期以降の横浜の都市形成の歴史、市民生活の変遷及び横浜がはぐくんだ文化に関する資料を収集・保管・展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査等に資するために必要な事業を行うことにより、ふるさと意識の醸成や国際平和、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、平成 15 年 3 月に開館しました。

その管理・運営については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は横浜市文化財施設指定管理者選定委員会の審議を経て市会で指定されています。

横浜市では、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施するため、外部委員で構成される指定管理者選定評価委員会により、指定管理者の業務に対する中間評価及び最終評価を行っています。これは、評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持向上を図り、より一層の業務改善への取組や更なるサービスの向上に繋げることを目的としています。

都市発展記念館についても、平成 24 年度に横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されました。

本年度は、都市発展記念館の第二期指定管理期間 5 年間（平成 23 年度～27 年度）の中間となる 3 年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を 3 回にわたり開催し、中間評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 都市発展記念館の概要

所在地：横浜市中区日本大通 12

開館日：平成 15 年 3 月 15 日

施設規模：総床面積 2, 906㎡（地上 4 階、地下 1 階）

企画展示室、収蔵庫、管理・研究部門等は横浜ユーラシア文化館と共用

設備：常設展示室、企画展示室、収蔵庫、閲覧室など

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市都筑区中川中央一丁目 18-1

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

理事長 五味 文彦

(2) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 評価委員会

(1) 委員

委員長	吉田 鋼市	(横浜国立大学名誉教授)
委員	嶋田 昌子	(NPO 法人横浜シティガイド協会副会長)
委員	末崎 真澄	((公財) 馬事文化財団理事・馬の博物館副館長)
委員	高木 美紀子	(税理士)
委員	桧森 隆一	(嘉悦大学教授)

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成 25 年 9 月 18 日 (水) 中間評価の概要・評価シートについて

イ 第2回委員会

平成 25 年 10 月 30 日 (水) 施設・業務の概要説明、施設視察、ヒアリング

ウ 第3回委員会

平成 26 年 1 月 15 日 (水) 中間評価報告書について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者選定時に指定管理者が市に提出した事業計画書(提案書)の内容を基本に、施設の設置目的や特性を踏まえて、評価項目及び具体的な内容(判断基準)を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

- | |
|--|
| A評価：判断基準に示した全ての内容が達成されている。
B評価：判断基準に示した内容のうち、いずれか一つは達成されている。
C評価：判断基準に示した内容が一つも達成されていない。 |
|--|

(3) 評価方法

(1)で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料とするとともに、平成23年度・24年度の事業報告書や財務関係書類の審査、施設視察及び指定管理者へのヒアリングを行い、評価を実施しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

評価項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 基本方針に対する方針と取組					
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	A	A	B	A	A
(2) 事前・事後評価の的確な実施	A	A	B	A	A
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	A	B	B	A	A
(4) 経費の節減と収益の向上	A	A	C	A	A
(5) 魅力資源の最大限の活用	A	B	C	B	A
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 常設展示運営について	A	B	B	A	A
(2) 企画展・特別展運営について	A	A	B	A	A
(3) 資料収集、保存、公開について	A	A	C	A	A
(4) 調査研究のテーマ設定	A	A	C	A	A
(5) 出版、刊行について	B	A	C	B	B
(6) 普及啓発事業について	A	A	C	A	A
(7) 来館促進と賑わいの創出について	A	A	A	A	B
(8) 広報、宣伝活動について	A	A	C	B	A
(9) 利用者サービス事業について	A	A	C	A	A
(10) その他の事業について	A	A	B	A	A
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	A	A	—	A	A
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	A	B	C	A	A
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	A	A	A	A	A
5 組織に関する方針と取組					
(1) 組織構成と組織運営の方針について	A	A	—	A	A
(2) 運営組織図及び配置人員について	A	A	—	A	A
(3) 必要な人材と職能について	A	A	—	A	A
(4) 施設運営の実員配置について	A	A	A	A	A
6 社会的説明、情報の取扱いについて					
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	A	A	A	A	A

7 収支状況					
(1) 指定管理料の執行状況	A	A	B	A	A
(2) 収支決算状況 (平成 23 年度)					
(3) 利用料金収入実績 (平成 23 年度)					
(4) 収支決算状況 (平成 24 年度)					
(5) 利用料金収入実績 (平成 24 年度)					

(2) 講評

評価項目	内容
1 基本方針に対する方針と取組	
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	文化財施設のあり方検討委員会の提言でも指摘されていた、開港資料館との位置づけが明確となり、連携が図られたことによる入館者の増加は評価できます。 一方、展示の点では開港資料館の延長線上にあるだけで、無理に時代区分をしたようなパネル展示は館の特徴を表していないと考えます。
(2) 事前・事後評価の的確な実施	開港資料館及び市史資料室を含む3館を所管する、近代歴史資料課の全員が共通の意識を持ち、評価の仕組みが設けられていることは評価できます。 アンケートの分析結果を運営に活かす仕組みづくりを期待します。
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	吉田新田をテーマとした学校へのアプローチは評価できますが、一般市民へのアプローチも進めるべきと考えます。 ただし、吉田新田は本来の館のテーマではないと思われます。
(4) 経費の節減と収益の向上	図録販売による収益は評価できます。寄付金・協賛金の今後の展開にも期待したいと思います。 一方、経費の削減は個々ではなく、全体の効率性、重要性を重視していく必要があると考えます。
(5) 魅力資源の最大限の活用	中庭が日本大通からの導入路となることを期待します。また、旧横浜市外電話局の玄関部分の一層の活用や、周辺の歴史的建造物への導線について工夫すべきと考えます。
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 常設展示運営について	常設展示室の随時展示替えというフレキシブルな考え方はリピーターに喜ばれると思いますが、より一層の周知が必要です。 また、パネルの展示には魅力が乏しく、柔軟な展示変更ができるよう、いずれは設置者において全面的に展示のあり方を見直

	す必要があると考えます。
(2) 企画展・特別展運営について	他館との連携により、企画が活性化していると考えます。内容も興味深いものが多く、大いに評価できます。
(3) 資料収集、保存、公開について	博物館の生命である所蔵資料の拡充に向けて努力が見受けられ、評価できます。 資料の散逸を防ぐため収集を継続するためにも、収蔵場所の確保が必要と考えます。
(4) 調査研究のテーマ設定	調査研究のテーマ設定、成果の公開は、他の施設と連携して計画的に行われています。年に2回の企画展示の実施に加え、その先を見据えた地道な調査研究を継続している点も評価できます。
(5) 出版、刊行について	企画展の図録の刊行、紀要の刊行などは十分に行われています。今後は、民間出版社との提携を活発にしていく必要があると考えます。
(6) 普及啓発事業について	都市発展記念館の存在は、まだまだ一般にはそれほど広く知られておらず、知名度向上のための一層の努力が望まれます。また、市民団体等との連携も進めていく必要があると考えます。
(7) 来館促進と賑わいの創出について	他館との共同企画などは評価できます。博物館における賑わいの創出ははなはだ難しい課題ですが、中庭利用の活性化などが図られており、今後の展開に期待したいと思います。
(8) 広報、宣伝活動について	3施設との連携により、効果的、効率的な広報が行われるようになっていますが、広報媒体は日進月歩であり、SNSなど新たな媒体の絶えざるフォローが望まれます。
(9) 利用者サービス事業について	ミュージアムショップにおけるオリジナルグッズの品揃えなど、現状の施設の規模からして十分な活動が行われていると考えられます。 一方、飲食サービスの充実については、単に飲料の自動販売機導入だけでなく、工夫が必要と考えます。
(10) その他の事業について	博物館としての役割を果たしていると考えます。
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	博物館としての適切な運営がなされていると考えます。共通入館券を発行していることも評価できます。
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	経費削減に向けての努力は認められるが、経費の節減については、個々の数字を減少させることだけに着目するのではなく、全体としての効率性を考慮する必要があります。

(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	施設の現状、課題を踏まえ、リスクを回避するために教育委員会と十分協議し、計画的な改修を検討する必要があります。
5 組織に関する方針と取組	
(1) 組織構成と組織運営の方針について	公益財団法人の運営は、法令に基づき適切に行われていると考えます。
(2) 運営組織図及び配置人員について	適正に運営されていると考えます。
(3) 必要な人材と職能について	限られた人数で適正な運営を行うため、今後とも人材の確保・育成に努める必要があると考えます。
(4) 施設運営の実員配置について	適正に配置されていると考えます。
6 社会的説明、情報の取扱いについて	
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	適正に取り組まれていると考えます。
7 収支状況	
(1) 指定管理料の執行状況	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団会計への繰出額が予定通りであれば、各年度とも余剰が生じます。余剰金額は、本来の事業目的に沿って適切に執行すべきと考えます。
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、都市発展記念館の事業費としての実際の支出では 2,273,010 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）	目標を達成しています。
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、都市発展記念館の事業費としての実際の支出では 2,457,551 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）	目標を達成しています。

7 総評

今回は、平成 24 年度に指定管理者選定評価委員会制度が導入されて初めての第三者評価であったため、当評価委員会としても、評価項目や評価方法に工夫を重ねながら中間評価を実施しました。

指定管理の実施状況ですが、高い専門性を有する公益財団法人としてのノウハウや人的資源の活用により、全般的に質の高い管理が実施されていると評価できます。

特に、平成 23 年度に設置された横浜市文化財施設のあり方検討委員会でも指摘された横浜開港資料館との棲み分けについて、組織や機構の面から改革し、その役割分担が明確になり、相互に連携しつつも都市発展記念館の個性が発揮できるようになっていることは高く評価できます。

また、小学校の社会科授業と連携した吉田新田コーナーを設置し、学校利用を促進していることや、企画展のチケットで都市発展記念館の常設展と同居している横浜ユーラシア文化館の常設展も合わせて観覧できるようにするなど、来館者を増やすための工夫の跡もうかがえます。開港資料館との連携企画展において、共通チケットを導入したことも良い取組と考えます。

一方、都市発展記念館の建物は、みなとみらい線大通り駅の真上にありながら、出入口がわかりにくい構造になっています。中庭でのイベントも、在る程度効果があると思われませんが、常に行われている訳ではありません。集客のためには、隣接する新聞博物館なども連携し、立地条件の良さを生かす工夫を検討していく必要があると考えます。

また、常設展示に新鮮さが足りないことも否めません。学校利用が増えているとはいえ、一般のリピーターを多く獲得するためには、計画的な施設の改修、展示内容のリニューアルについて、教育委員会と連携して対応していく必要があります。

さらに、財務について、都市発展記念館事業から財団本部事業への繰出金の使途など課題があります。指定管理者全体の収支と、そこに占める都市発展記念館事業を始めとする各事業の収支状況を明確にし、適切に予算を執行することが求められます。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって創設されたものであり、横浜市ふるさと歴史財団による都市発展記念館の指定管理は、平成 18 年度から 22 年度までの第一期指定管理期間も含め、今年度で 8 年目となります。

今回の中間評価では、一定水準の運営がなされていることが確認されましたが、現在の状況は必ずしも満足できるものではありません。指定管理者と行政が連携し、指定管理者制度の趣旨と都市発展記念館の設置目的をより高い次元で実現できるよう、引き続き努力されることを期待します。